

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

一 DNAを構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの、旅券の番号等及び一定の証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けること。

二 心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、刑事事件に関する手続又は少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等を含む個人情報を要配慮個人情報に位置付けること。

三 行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料を定めること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

一 DNAを構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの、旅券の番号等及び一定の証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けること。

二 心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、刑事事件に関する手続又は少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等を含む個人情報を要配慮個人情報に位置付けること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。（第二条関係）

第三 鉱業登録令等の一部改正関係

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号

。以下「整備法」という。）による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。（第三条関係）

第四 個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正関係

参事官の職務に行政機関非識別加工情報の取扱いに関する監視及び独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する監督を追加すること。（第四条関係）

第五 経過措置

行政機関及び独立行政法人等が整備法の施行の際現に作成している個人情報ファイル簿の記載事項の修正に係る経過措置について必要な規定を設けること。（第五条及び第六条関係）

第六 附則

- 一 この政令は、整備法の施行の日から施行するものとする。（附則第一条関係）
- 二 関係政令について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第五条まで関係）